国民健康保険税

所得割
均等割

産前産後期間の保険税が免除されます。

対象となる方

・妊娠12週（4か月）以降で出産（分娩）をされた（される予定）の方が対象です。（死産、流産、早産および人工妊娠中絶を含みます）

申請方法

・南知多町役場（税務課）または町内各サービスセンターにて「産前産後期間に係る国民健康保険税減免届出書」をご提出ください。

・**出産予定日の6か月前から申請できます。**出産後の申請も可能です。

・**【添付書類】**母子手帳などの出産予定日または出産日が確認できる書類（表紙と該当ページのコピー）※出生届と同時届出の場合不要

免除期間

・出産（予定）月の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から出産（予定）月の翌々月の4か月間（6か月間）

例

●単胎妊娠の場合は…

3か月前	2か月前	1か月前	出産（予定）月	1か月後	2か月後	3か月後

免除期間

●多胎妊娠の場合は…

3か月前	2か月前	1か月前	出産（予定）月	1か月後	2か月後	3か月後

免除期間



【注意事項など】

・国民健康保険税が減額され、払い過ぎとなった場合は還付されます。

・国民健康保険税が限度額に達している世帯は、申請をした場合も、減額分が所得割に相殺され、金額が変更とならない場合があります。

担当　税務課　住民税グループ（国民健康保険税担当）
電話　0569−65−0711（内線145・146）